

森林土木工事植生工特記仕様書

(一般)

第1条 この特記仕様書は、岩手県が発注する森林土木工事において施工する植生工について定めるものである。

2 受注者は、設計図書、本特記仕様書、岩手県県土整備部共通仕様書及び岩手県治山林道施工管理基準に定める他、関係法規、指針等に基づいて施工するものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領において、適用する森林土木工事とは、次に掲げる工事をいう。ただし、維持補修等簡易な工事を除く。

- (1) 治山工事のうち、山腹工事、保安林管理道整備工事、その他これに類する工事
- (2) 林道工事

(施工前の現地調査)

第3条 受注者は、施工前に現地に適合した植生工を検討するための法面調査票（様式第1号）に基づき、現地調査を行わなければならない。

2 前項の現地調査においては、監督職員を立会させるものとする。

(植生工検討書の作成)

第4条 受注者は、前条の現地調査結果を基に、下記検討事項を記載した植生工検討書（以下「検討書」という。）を作成し、その内容について監督職員の承諾を得なければならない。

<検討事項>

- (1) 調査地の概要
 - ア 気象条件（気温、降水量、積雪等）
 - イ 法面条件（標高、法面方向、法面区分、法面勾配、土質、土壌硬度、土壌酸度等）
- (2) 緑化目標の設定
- (3) 導入植物の選定
- (4) 植生工の選定（「植生工選定フロー」（別紙1-1～1-3）、その他文献等を参考に現地条件に適合した工法を選定）
- (5) 種子配合計画
- (6) 関係資料（法面調査票、現況写真、工種別面積計算書、法面展開図等）

(施工)

第5条 受注者は、植生工を適期に施工できるよう、土工や法面整形等の早期施工に配慮し、施工計画を立てるものとする。

2 施工方法については、岩手県県土整備部共通仕様書第3編の植生工の規定によるものとする。

(生育状況調査)

第6条 受注者は、「緑化目標に対する生育判定基準」(別紙)に基づき、監督職員と生育判定時期を協議の上、調査位置に偏りが無いよう調査区域を代表する箇所を選定し生育状況調査を実施しなければならない。

2 受注者は、生育状況調査を実施した場合、植生工生育状況調査報告書(様式第2号~第4号)を添付し、発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、生育判定調査において、植生が目標とする植物群落へ向かって遷移していることの確認を得るまで、工事目的物の引渡後2年間の範囲において適期に生育状況調査を実施しなければならない。

(生育判定調査)

第7条 受注者は、発注者が行う生育判定調査に立会しなければならない。

2 受注者は、工事完成検査までに生育状況を確認することができないと判断した場合、事前に監督職員と生育判定調査の実施時期について協議するものとする。

(生育判定基準)

第8条 生育判定基準は、「緑化目標に対する生育判定基準」(別紙1)表1-2によるものとする。ただし、生育不良の原因が以下の場合には発注者と協議するものとする。

(1) 病虫害の異常発生及び鳥獣害による場合

(2) 岩手県県土整備部共通仕様書第1編1-1-38 不可抗力による損害の規定に基づく天災又は、土壌酸度の進行等不測の事態が発生した場合

(生育不良等の補修措置)

第9条 受注者は、発注者から植生工生育判定結果通知書(様式第5号)により補修を指示された場合には、設計図書と同等以上のもので補修しなければならない。

2 受注者は、補修を開始する際は、所轄労働基準監督署に一括有期事業開始届を提出するとともに、その写しを添付した植生工補修開始届(様式第6号)を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、補修を終えた場合は、植生工補修終了届(様式第7号)を発注者に提出し、補修の確認を受けなければならない。また、第6条の生育状況調査を実施し、その結果を発注者に報告するとともに発注者が行う現地における生育判定調査に立会しなければならない。

緑化目標に対する生育判定基準

1 生育判定時期

生育判定の時期は表 1-1 を目安として行なうものとする。

表 1-1 生育判定時期

施工時期	施工期間	生育判定時期	
		第 1 回目	第 2 回目
春期	4 月～6 月	施工後 90 日	翌年度 9 月下旬
夏期	7 月～8 月	10 月～11 月中旬	
秋期	9 月～11 月	翌年度 9 月下旬	翌々年度 6 月下旬
冬期	12 月～3 月		

※ 第 2 回目の生育判定は、初回の生育判定結果が保留の場合に実施する。

2 生育判定基準

生育判定基準は表 1-2 によるものとする。

表 1-2 植生工の生育判定基準

判定	植生の状態	
木本群落型	可	<ul style="list-style-type: none"> ・草本類の植被率が 30%以上 50%未満であり、木本類が 10 本/㎡以上確認できる。 ・草本類の植被率が 50%以上であり、木本類が 5 本/㎡以上確認できる。
	判定保留	<ul style="list-style-type: none"> ・可及び不可に該当しない場合は判定保留とする。 ※ 表 1-1 生育判定時期に基づき、第 2 回目の生育判定調査を行う。 → 第 2 回目の生育判定調査において、判定が可の植生状態にならない場合は、補修を行う。
	不可	<ul style="list-style-type: none"> ・生育基盤材が流亡して、植物の成立が見込めない。 ※ 補修を行う。 ・草本類の植被率が 90%以上で、木本類が被圧により確認できない。 ※ 草刈後、様子をみて判定が可の植生状態にならない場合は、補修を行う。
草地型	可	<ul style="list-style-type: none"> ・法面から 10m 離れると、法面全体が「緑」に見え植被率が 70%以上である。
	判定保留	<ul style="list-style-type: none"> ・植被率が 50%以上 70%未満であり、1 ㎡当たり 10 本程度の発芽はあるが、生育が遅い。生育基盤材の流亡がない。 ※ 翌年度の 9 月下旬まで様子をみる。 → 第 2 回目の生育判定調査において、判定が可の植生状態にならない場合は、補修を行う。
	不可	<ul style="list-style-type: none"> ・生育基盤材が流亡して、植物の成立が見込めない。 ※ 補修を行う。 ・植被率が 50%未満である。 ※ 補修を行う。

注) 1 生育判定の方法は、以下の方法によるものとする。

- (1) 木本類の本数は、施工面積 500 ㎡につき 1ヶ所、500 ㎡未満は 1 施工箇所 に 2ヶ所以上確認する。
 ア 法枠がない場合：1 m × 1 m の調査枠を設ける。
 イ 法枠がある場合：1 つの枠を調査枠とし、枠内面積の成立本数を 1 ㎡に換算する。
 - (2) 植被率（草本類の茎葉の広がり が地表面を被覆している面積割合）は、草本類について、植生工法別に全体を目視し、確認する。
- 2 不可の場合の対応策について、より有効な手段がある場合は、協議の上、採用することができる。